

令和4年12月13日  
学 校 職 員 課

区議会提出議案の意見聴取に対する教育長の臨時代理による決定について

1 主旨

令和4年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要性が生じ、次のとおり「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、及び「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」の一部改正を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、11月22日に区長から教育委員会に意見聴取された。また、育児休業に伴う臨時的任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するとともに、規定の整備を図る必要性が生じ、「職員の退職手当に関する条例」の一部改正を行うため、同様に意見聴取がされた。

しかし、本件を速やかに処理する必要があるが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月24日に決定し、回答したので報告する。

2 改正内容

「幼稚園教育職員の給与に関する条例」

項 目	概 要	施行年月日
特別給 (期末手当) 【第27条第1項、 第2項及び第3項】	【特別区人事委員会勧告のとおり実施】 ① 3月支給を廃止（現行2.4月は維持）	令和5年4月1日
特別給 (勤勉手当) 【第30条第1項、 第2項、第3項、及 び第5項】	【特別区人事委員会勧告のとおり実施】 ① 上限を現行2.05月から2.15月へ引き 上げ（0.1月分） ②再任用職員は1.00月から1.05月へ引 き上げ（0.05月分） ③ 引き上げ分は、12月の勤勉手当より割振 り	改正条例の公布の 日
	④ 令和5年度の勤勉手当の引き上げ分 （0.1月分）は、6月期で0.05月分、12 月期で0.05月分 再任用職員は6月期で0.025月分、12	令和5年4月1日

	月期で0.025月分	
【別表第1】	<b>【特別区人事委員会勧告のとおり実施】</b> ① 幼稚園教育職員給料表の改定	改正条例の公布の日(令和4年4月1日より適用)

「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

項目	内容	施行年月日
特別給 (期末手当) <b>【第17条第1項及び第2項】</b>	<b>【特別区人事委員会勧告のとおり実施】</b> ① 3月支給の期末手当を廃止(現行2.4月は維持)	令和5年4月1日

「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」

項目	概要	施行年月日
【第4条第3項】	① 12月期末手当を1.75月から1.85月へ引き上げ	改正条例の公布の日
	② 3月支給を廃止し、各期期末手当を1.9月とする	令和5年4月1日

「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」

項目	概要	施行年月日
<b>【第2条、第3条、第10条、第11条、及び第13条】</b>	① 支給対象要件の緩和 ② 退職手当調整を行う休職月等に自己啓発等休業の期間を追加	改正条例の公布の日

	③ 休職月等に高齢者部分休業の期間を追加	令和5年4月1日
--	----------------------	----------

4 世 総 第 4 5 9 号  
令和 4 年 1 1 月 2 2 日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）」第 2 9 条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案 件 名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

2 案 文

別紙のとおり

3 提案議会

令和 4 年第 4 回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和 4 年 1 1 月 2 4 日（木）

5 担 当

総務部総務課総務係 久保 内線 2 0 6 4

4世教総第250号

令和4年11月24日

世田谷区長 あて

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

令和4年第4回区議会定例会提出予定議案に関する意見聴取について（回答）

令和4年第4回区議会定例会提出予定議案に関する意見聴取について（令和4年11月22日付4世総第459号）により意見を求められた議案について、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第2条の2により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

## 記

### 1. 議案名

- （1）幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- （2）会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- （3）世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- （4）職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

### 2. 意見

異議なし

担当 教育総務課調整係 中野

内線2653

議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 幼稚園教育職員の給与を改定するとともに、期末手当の支給の回数を変更  
する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の50」を「100分の55」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

## 幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	174,200	262,800	306,400	344,200
	2	176,300	264,800	308,700	346,800
	3	178,400	266,800	311,000	349,400
	4	180,500	268,600	313,300	352,000
	5	182,500	270,800	315,600	354,600
	6	184,600	273,000	317,800	357,200
	7	186,700	275,000	320,200	359,700
	8	188,700	277,000	322,400	362,100
	9	190,900	279,100	324,600	364,500
	10	193,000	281,100	326,900	366,900
	11	195,200	283,200	329,200	369,300
	12	197,400	285,300	331,400	371,700
	13	199,500	287,400	333,600	374,000
	14	201,100	289,400	335,800	376,300
	15	202,900	291,600	338,100	378,500
	16	204,500	293,600	340,500	380,700
	17	206,000	295,700	342,900	382,800
	18	207,800	298,000	345,300	384,800
	19	209,200	300,300	347,800	386,800
	20	211,200	302,600	350,300	388,700
	21	212,700	304,900	352,800	390,600
	22	214,300	306,900	355,000	392,500
	23	216,000	309,300	357,300	394,300
	24	217,700	311,400	359,600	395,900
	25	219,500	313,700	361,800	397,600
	26	221,000	315,800	363,900	399,300
	27	222,900	317,900	366,100	400,800
	28	224,800	319,900	368,200	402,400
	29	226,700	321,900	370,200	403,900
	30	228,700	324,000	372,200	405,300
	31	230,600	326,100	374,100	406,700
	32	232,700	327,900	375,900	408,100
	33	234,700	330,000	377,700	409,400
	34	236,600	332,000	379,500	410,600
	35	238,500	334,100	381,200	411,800
	36	240,500	336,100	382,600	413,000
	37	242,500	337,700	384,000	414,100
	38	244,400	339,500	385,300	415,100
	39	246,400	341,300	386,600	416,100
40	248,500	343,100	387,800	417,100	

41	250,500	344,700	389,000	418,000
42	252,400	346,400	390,200	418,900
43	254,500	348,100	391,400	419,800
44	256,500	349,700	392,400	420,600
45	258,700	351,100	393,200	421,400
46	260,500	352,600	394,100	422,100
47	262,300	354,100	395,100	422,800
48	264,500	355,600	396,100	423,400
49	266,400	357,000	396,900	424,100
50	268,600	358,400	397,700	424,800
51	270,900	359,700	398,500	425,400
52	273,000	361,100	399,300	425,900
53	275,000	362,400	400,000	426,400
54	277,000	363,700	400,800	427,000
55	279,200	364,900	401,600	427,500
56	281,300	366,100	402,300	428,100
57	283,300	367,200	402,900	428,700
58	285,300	368,300	403,600	429,300
59	287,300	369,400	404,300	429,900
60	289,300	370,500	405,000	430,500
61	291,400	371,500	405,600	431,000
62	293,400	372,600	406,200	431,500
63	295,500	373,600	406,800	432,000
64	297,500	374,500	407,400	432,600
65	299,500	375,500	407,900	433,000
66	301,500	376,400	408,400	433,500
67	303,600	377,300	409,000	434,000
68	305,600	378,100	409,600	434,400
69	307,600	378,900	410,200	434,900
70	309,500	379,700	410,800	435,400
71	311,500	380,500	411,400	435,900
72	313,500	381,400	412,000	436,400
73	315,400	382,200	412,500	436,800
74	317,300	382,900	413,100	437,300
75	319,400	383,500	413,600	437,800
76	321,300	384,200	414,200	438,300
77	323,200	384,800	414,700	438,700
78	325,100	385,400	415,200	439,100
79	326,800	385,900	415,700	439,600
80	328,500	386,500	416,200	440,100
81	330,200	387,100	416,700	440,600
82	331,800	387,600	417,200	441,100
83	333,500	388,200	417,700	441,600
84	335,000	388,800	418,200	442,000

85	336,400	389,400	418,600	442,500
86	337,900	390,000	419,000	442,900
87	339,400	390,500	419,500	443,300
88	340,700	391,100	420,000	443,700
89	342,000	391,600	420,500	444,000
90	343,300	392,100	420,900	444,400
91	344,500	392,700	421,400	444,800
92	345,700	393,200	421,900	445,200
93	346,800	393,700	422,300	445,600
94	347,900	394,200	422,700	446,000
95	348,900	394,700	423,100	446,400
96	349,900	395,200	423,500	446,800
97	350,900	395,600	423,900	447,200
98	351,800	396,000	424,200	447,500
99	352,600	396,500	424,600	447,900
100	353,300	397,000	425,000	448,300
101	354,000	397,500	425,400	448,700
102	354,700	398,000	425,800	
103	355,400	398,500	426,200	
104	355,900	399,000	426,600	
105	356,500	399,500	427,000	
106	357,000	400,000	427,400	
107	357,500	400,500	427,800	
108	358,100	401,000	428,200	
109	358,800	401,400	428,500	
110	359,300	401,900	428,900	
111	359,800	402,400	429,300	
112	360,300	402,900	429,700	
113	360,800	403,400	430,000	
114	361,300	403,800		
115	361,800	404,200		
116	362,300	404,600		
117	362,700	405,000		
118	363,100	405,400		
119	363,600	405,800		
120	364,100	406,200		
121	364,600	406,600		
122	365,100	406,900		
123	365,600	407,300		
124	366,000	407,700		
125	366,400	408,100		
126	366,800	408,500		
127	367,200	408,900		
128	367,600	409,300		

	129	367,900	409,600		
	130	368,200			
	131	368,600			
	132	369,000			
	133	369,400			
	134	369,700			
	135	370,100			
	136	370,500			
	137	370,900			
	138	371,300			
	139	371,700			
	140	372,100			
	141	372,400			
	142	372,800			
	143	373,200			
	144	373,500			
	145	373,900			
	146	374,300			
	147	374,700			
	148	375,100			
	149	375,500			
	150	375,900			
	151	376,300			
	152	376,700			
	153	377,000			
	154	377,400			
	155	377,800			
	156	378,200			
	157	378,600			
	158	379,000			
	159	379,400			
	160	379,800			
	161	380,200			
	162	380,600			
	163	381,000			
	164	381,400			
	165	381,700			
	166	382,100			
	167	382,400			
	168	382,800			
	169	383,200			
再任用 職員		229,400	268,200	291,300	330,300

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、3月1日」を削り、「この条から第29条まで」を「この条から第30条まで」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改め、同項ただし書中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の100」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

第30条第1項中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第2項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改め、同条第5項中「「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項）」を「「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項）」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幼

稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

## 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p>

第2条による改正後	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年9月世田谷区条例第37号) 及び第1条による改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>基準日</u>にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)</u>にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属す</p>

第2条による改正後	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年9月世田谷区条例第37号) 及び第1条による改正後
<p>し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（<u>第30条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>6・7 省略</p>	<p>る月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「<u>基準日から</u>」とあるのは「<u>基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から</u>」と、「支給日」とあるのは「支給日（<u>同項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>6・7 省略</p>

<p><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p><u>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第1条の規定（第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u> <u>（給与の内払）</u></p> <p><u>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u> <u>（委任）</u></p> <p><u>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</u></p>	
--	--

議案第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員の期末手当の支給の回数を変更する必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 省略</p>

議案第 号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 教育長の期末手当を改定するとともに、その支給の回数を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の175」を「100分の185」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

## 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧
<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の185</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>100分の190</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>(1) 第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第2条の規定 令和5年4月1日</u></p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の185</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>

議案第        号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年11月30日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 育児休業に伴う臨時的任用職員に係る退職手当の支給要件を緩和するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1箇月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第3条第2項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第3項中「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第10条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。

第10条第4項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例

による短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「(平成3年法律第110号)」を加え、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

第11条第2項及び第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月世田谷区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項の改正規定を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条の規定による改正後	改正前
<p>(支給対象)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則<u>その他の規程</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）<u>の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1箇月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日を含む。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のその月の<u>勤務日数</u>が<u>職員みなし日数</u>に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく世田谷区規則<u>の規定</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>以下同じ。</u>）<u>が18日</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のその月の<u>勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）</u>が<u>18日</u>に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び</p>

育児休業に伴う臨時的任用職員となった者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

(退職手当の調整額)

#### 第10条

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。

(1)～(4) 省略

(5) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

(6) 省略

(7) 省略

(8) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

(9) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間

(勤務期間の計算)

#### 第11条

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第3号に掲げる職員にあつては、引き続いた勤務日数が職員みなし日数以上ある

育児休業に伴う臨時的任用職員となった者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

(退職手当の調整額)

#### 第10条

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）をいう。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

(8) 育児短時間勤務等の期間

(勤務期間の計算)

#### 第11条

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第3号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定め

<p>月の月数)による。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p>	<p><u>られている勤務時間以上勤務した日</u>が18日以上ある月の月数)による。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日</u>が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p>
<p>第2条の規定による改正後</p>	<p>第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例</p>
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)</u> <u>の期間</u></p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p><u>(7)</u> 省略</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p>

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

第3条による改正後	第3条による改正前
<p>○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  令和4年9月30日条例第31号  職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。  （中略）  第10条第2項中「当該」を「その」に改める。</p> <p>第10条の次に次の1条を加える。</p>	<p>○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  令和4年9月30日条例第31号  職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。  （中略）  第10条第2項中「当該」を「その」に改め、<u>同条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。</u></p> <p><u>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）のあった月を除く。）をいう。</u></p> <p><u>第10条第4項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。</u></p> <p><u>(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</u></p> <p><u>(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間</u></p> <p>第10条の次に次の1条を加える。</p>

(以下略)

(以下略)